

第3章 中華人民共和国

ア. 法体系

中国の中央国家機関には、全国人民代表大会、国務院、最高人民法院、最高人民検察院、中央軍事委員会等のほか中国共産党組織がある。憲法の改正や刑事、民事等の基本的法律の制定や改正は全国人民代表大会で採択される。また、地方行政は、省級、地級、県級、郷級の4層にわかれ、各級に議会、行政、司法機関を有しているが、それぞれの地域を所管する国家機関と位置づけられ、中央機構及び上級機構の指導下にある¹。

最も住民に近い行政サービスとしては、居民委員会と村民委員会があり、居住区住民の自己管理、自己教育、自己サービスのための大衆的自治組織と規定されている²。

法体系としては、憲法を頂点とし、法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例、行政規則などがある。地方政府（省、自治区、直轄市）の地方性法規は、一級行政区又は主要都市の人民代表大会（人代）及びその常務委員会が、憲法、法律及び行政法規に抵触しない限り、制定できる³。

人民法院（裁判所）には、最高人民法院を頂点に、地方各級人民法院がおかれている。地方各級人民法院は高級（省、自治区、直轄市）、中級（直轄市内、地区、自治州、区のある市）、基層（県、市、市轄区、自治県）の3層に分かれる。その他に、専門人民法院として軍事法院などがある⁴。中国では、最高人民法院が正式に公布した判例は下級法院の参考にされるものの、人民法院の裁判例には一般的に法的拘束力がない。最高人民法院と最高人民検察院が発する法解釈と呼ばれる文書が、重要な法源とされている⁵。

人民検察院は、各級の人民法院に対応して設置され、主に逮捕・起訴の可否の決定、公安機関の捜査活動が適法であるかの決定、公訴の提起・維持、裁判活動の監督、刑事事件の判決の執行などを行う⁶。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

以下の2法がドメスティック・バイオレンス（DV）に関する法律として制定されており、その他に地方によっては条例が規定されている。

1 中華人民共和国婦女權益保障法⁷（1992年採択、2005年改正）

中華人民共和国婦女權益保障法（以下「保障法」と省略する）では、女性の合法的權益

¹ (財)自治体国際化協会 2007:1-7 ページ

² 同上:25 ページ

³ Information Office of the State Council of the People's Republic of China 2008

⁴ 木間・鈴木・高見澤 2003:199-200 ページ

⁵ 同上:97 ページ

⁶ 同上:214-216 ページ

⁷ NPO 法人全国女性シェルターネット 2007:20 ページ

中国

の保障と男女平等の促進を目的に定めている⁸。保障法第 46 条で、女性に対する家庭内暴力の禁止、国の家庭内暴力防止の対策措置、行政部門・自治体組織・社会団体による家庭内暴力の予防と制止、被害者の救済を明記している。

また第 58 条では、規定に反してセクシュアル・ハラスメント、家庭内暴力を犯し、その行為が、治安管理処罰の関連法規に違反する場合、被害者は公安機関に違法行為者への行政処罰を願い出ることができ、また、法に基づいて人民法院に民事訴訟を起こすことができる定められている。

第 52 条では、家庭内暴力に限らず、女性の権益侵害が発生した際は、被害者が法に基づき裁判所へ申し立てをする権利を保障している。被害者が経済的に困窮しており、法の援助が必要な場合は、地域の法律の援助機構と裁判所が援助救済する制度が定められている。

第 53 条には、女性の権益が侵害された時には、女性は女性組織へ訴えることができ、女性組織は被害女性の保護と関連部門・団体へ取締りを求める権利があり、関連部門・団体は法に基づき取り締まり、女性の救済に応じる義務があると規定されている。

2 婚姻法（1980 年採択、2001 年改正）⁹

2001 年の婚姻法改正で、DV 対応規定が盛り込まれた。家庭暴力防止を目的とする。長年、DV 特別法の制定が課題となってきたが、婚姻法に含む形式を採用した。民事法である婚姻法に刑事手続も規定されているのが特徴である。

婚姻法第 3 条において家庭内暴力を禁止し、第 32 条において家庭内暴力をふるうか家族構成員を虐待または遺棄した場合で、人民法院による調停の効果が無い場合には、離婚を許可すると規定している。

婚姻法第 43 条に被害を申し出る権利とともに、居民委員会・村民委員会および所属勤務先にその行為を阻止し調停を行なう権限があり、公安委員会も阻止に加えて行政処分を与える義務が明記されている。第 45 条では加害者への刑事責任追及の可能性、第 46 条には暴力が原因での離婚に対し、過失のない側が損害賠償請求権を有するとある。

3 地方性法規（条例）

地方自治体（省・市）で、2000 年ごろから DV 防止のための地方性法規（条例）が制定されはじめ¹⁰、2004 年の時点で 30 以上の自治体が DV 防止を定めた地方性法規を設定していると報告されている¹¹。法的効力と強制力がある地方性法規は少なく、多くが広報、

⁸ 婦女権益保障法第 1 条

⁹ 鄭 2007:48-49 ページ; NPO 法人全国女性シェルターネット 2007:20 ページ。婚姻法の邦訳については、鈴木、広瀬 2002:179-188 ページを参照した。

¹⁰ NPO 法人全国女性シェルターネット 2007:21 ページ

¹¹ Government of People's Republic of China 2004:p.22

呼びかけの文書または上級政府部門による下級政府部門に対する指示にすぎない¹²。強制力はないものの、自治体での被害者保護シェルター設置が地方性法規で規定されたことで、公的機関のシェルター設置への関与が徐々に増えている¹³。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

中国は多民族国家であり、さらに同民族であっても結婚や家族の定義にも地域差があるが、「家族」や「家庭構成員」の明確な定義は、保障法・婚姻法のどちらの法文中にも見られない。また、「家庭内暴力」の明確な定義も法文中には見られないが、2001年12月24日から実施された最高人民法院の婚姻法の適用に関する法解釈では、家庭内暴力を「行為者による殴打、縛り、傷つけ、自由の制限およびその他の手段で家族に肉体的、精神的傷害の結果をもたらす行為で、持続的、経常的な家庭内暴力は虐待の構成要件に該当する」と規定している¹⁴。

家庭内暴力の処罰については、場合によっては刑法の殺人罪、傷害罪、強姦罪、侮辱罪、誹謗罪も適用できるが、暴力行為による結果を根拠として処罰できるか否かは、通常、被害者の被害程度によって決まる。刑法は被害者の被害程度が大きい場合のみ適用され、軽傷の場合起訴するかないかは検察院が決定するが、被害者による自訴も可能である¹⁵。

また、民法通則第98条に「公民は生命健康権を享有する」、第101条に「侮辱の方式で公民の名誉を損なう事を禁止する」、第103条に「公民は婚姻自主権を享有し売買婚姻、親または周りの者が決めて本人の意思を無視する強制婚姻およびその他の婚姻自由を干渉することを禁止する」、第119条に「公民の身体を侵害して傷害の結果をもたらした場合の医療費、仕事に支障をきたした損害費用などを賠償しなければならない」と規定されているが、これらが家庭内暴力に適用された例はきわめて少ない¹⁶。

保障法第58条および婚姻法第43条において、家庭内暴力行為は治安管理処罰の法規に基づき行政処分を受けうると規定しており、治安管理処罰法の適用を受ける。治安管理処罰法は、2006年から施行されている行政法で、1987年施行の治安管理処罰条例が修正されたものである¹⁷。治安管理処罰法では、暴力行為に対する行政処罰が以下のように定められている。

○殴打、故意に身体を傷つけた場合¹⁸

- ・5日以上10日以下の拘留。200元以上500元以下の罰金を併科されうる。情状が比較的軽微な場合、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処する。

¹² 鄭 2007:52 ページ

¹³ NPO 法人全国女性シェルターネット 2007:21-23 ページ

¹⁴ 鄭 2007:49 ページ

¹⁵ 同上:51 ページ

¹⁶ 同上:51-52 ページ

¹⁷ 劉 2006

¹⁸ 治安管理処罰法第43条

中国

○家族構成員を虐待し、被害者が処罰を求めた場合¹⁹

- ・ 5 日以下の拘留または警告を科す。

また、刑法で規定されている、主な暴力行為に対する刑罰は以下の通りである。

○殺人罪

- ・ 故意の殺人は、死刑、無期懲役あるいは 10 年以上の懲役。情状酌量であっても、3 年以上 10 年以下の懲役²⁰。
- ・ 過失死は、3 年以上 7 年以下の懲役。情状酌量により、3 年以下の懲役²¹。

○傷害罪

- ・ 故意の傷害は、3 年以下の懲役、拘留、保護観察。強盗後、他人に重傷を負わせた場合、3 年以上 10 年以下の懲役。傷害致死あるいは残忍な手段で重傷を負わせ深刻な身体障害をもたらした場合、10 年以上の懲役、無期懲役あるいは死刑²²。
- ・ 過失により他人に重傷を負わせた場合、3 年以下の懲役、拘留²³。

○強姦罪

- ・ 暴力その他の手段で脅迫し女性を強姦した場合、3 年以上 10 年以下の懲役。
- ・ 14 歳未満の少女と性行為を持った場合（姦淫）は強姦罪で処罰される。
- ・ 女性を強姦または少女を姦淫し、下記の状況の 1 つがあてはまる場合、10 年以上の懲役、無期懲役あるいは死刑²⁴。

①状況が非道、凶悪である

②複数の女性もしくは少女を強姦した

③公共の場所での強姦

④2 人以上の輪姦

⑤被害者が重傷、死亡した、もしくはその他の深刻な後遺症が残った

○非合法的拘禁罪

- ・ 不法に他人を拘禁あるいはその他の方法で不法に他人の身の自由を剥奪した場合は、3 年以下の懲役、拘留、保護観察、政治上の権利剥奪。強盗後、他人に重傷を負わせた場合、3 年以上 10 年以下の懲役。死亡した場合、10 年以上の懲役。暴力により他人に怪我や障害を負わせるもしくは死亡に至らしめた場合、故意の傷害罪、殺人罪として処罰される²⁵。

¹⁹ 同上、第 45 条

²⁰ 刑法第 232 条

²¹ 同上、第 233 条

²² 同上、第 234 条

²³ 同上、第 235 条

²⁴ 同上、第 236 条

²⁵ 同上、第 238 条

○家族虐待罪

- ・ 家族構成員を甚だしく虐待した者は、2年以下の懲役、拘留、もしくは保護観察処分を科される。
- ・ 重傷や死に至る虐待の場合、2年以上7年以下の懲役を科される。

家族虐待罪は、被害者の告訴なしには処罰が科されない、自訴手続を要する犯罪である²⁶。

エ. 加害者に対する命令

法令上、加害者に対する保護命令や禁止命令は規定されていない²⁷。

オ. 司法手続

刑事手続には、国の検察機関である人民検察院が人民法院に刑事事件を訴える「公訴手続」と、被害者、法定代理人、近親者が直接人民法院に刑事事件を訴える「自訴手続」がある²⁸。

1 刑事訴訟手続（公訴）

（1）立件、捜査

通報や自首など犯罪情報を受けて、人民法院、人民検察院、公安機関が立件する（刑事事件として取り上げる）か、否かを決定する。立件されると、公安機関による捜査が行われ、人民検察院へ事件が送致される²⁹。国家公務員犯罪など、法に特別の規定がある場合は、人民検察院が捜査を行う³⁰。不立件の場合は手続が打ち切られる³¹。

また、立件から刑の執行まで、全ての段階において、証拠の収集、保全、刑罰執行の保障を目的として、被疑者・被告人の強制措置処分を取ることができる。刑事訴訟法では、証拠を収集するために、捜査機関は現行犯または重大犯罪の被疑者を事前に逮捕することができ、勾留の要件を満たせば被疑者を勾留しなければならないと規定している³²。

中国の刑事訴訟法では、長期間の勾留に関しては人民検察院の事前承認が必要であるが、逮捕、証人尋問、押収など多くの強制措置処分については人民検察院の許可を得る必要がなく、公安機関が独自の判断で行うことができる。

（2）起訴

人民検察院で補充調査および起訴審査を行う。起訴（公訴の提起）は検察官の裁量に

²⁶ 同上、第260条

²⁷ 鄭 2007:52 ページ

²⁸ 河村 2005:9 ページ

²⁹ 河村 2005:10-11 ページ; 李 2002:128-129 ページ

³⁰ 李 2002:129 ページ

³¹ 河村 2005:10-11 ページ; 李 2002:128 ページ

³² 李 2002:129-130 ページ

中国

ゆだねられている³³。人民検察院は、直接受理する事件および起訴審査に伴う捜査については、独自の判断で逮捕など強制措置処分を取ることができる³⁴。

(3) 公判³⁵

人民法院での公判を経て、判決が言いわたされる。中国では二審制が採られている。また、裁判の終結後、誤判を是正する手続として、事実の誤認または法律判断の誤りがあれば裁判をやり直す裁判監督手続がある。

2 刑事訴訟手続（自訴）³⁶

自訴の場合は、被害者、法定代理人、近親者が直接人民法院に訴えを提起し、犯罪事実が明白で十分な証拠がある場合、公判手続が採られる。1998年の調査結果によると、自訴による裁判の結果は、7割弱が自訴の撤回、2割が調停で解決され、1割弱に有罪判決が下されている。

3 治安管理处罰手続

治安管理处罰法において、処罰の手続が定められている。

(1) 調査

公安機関は、事件の届出、告訴、告発、自首、その他行政主管部門、司法機関から移送された事件を受理し³⁷、違反行為に該当すると認めた場合、調査を行う。違反行為に該当しないと認める場合は、届出人、告訴人、告発者、自首者へ告知・説明する³⁸。

公安機関およびその人民警察は、事件の調査に当たって自白の強要、威嚇、誘導、欺瞞的手段で違法に証拠を収集してはならない³⁹。また、個人のプライバシーを守らなければならない⁴⁰。

公安機関は、違反行為に関連する場所、物品、人身に対して検査を行うことができる⁴¹。また、証拠とする必要のある物品を押収することができる⁴²。

(2) 尋問

召喚の必要があり、違反行為者が調査を受け入れる場合は、公安機関の調査処理部門の責任者の承認を受けて、召喚状を発行する。現場で違反者を発見した場合は、人民警察は職務証明証の提示をもって口頭で召喚することができるが、調書に明記しなくては

³³ 河村 2005:11 ページ

³⁴ 李 2002:127-128 ページ

³⁵ 河村 2005:12-14 ページ

³⁶ 同上:9-10 ページ

³⁷ 治安管理处罰法第 77 条

³⁸ 同上、第 78 条

³⁹ 同上、第 79 条

⁴⁰ 同上、第 87 条

⁴¹ 同上、第 80 条

⁴² 同上、第 89 条

ならない⁴³。召喚後の尋問は 8 時間を超えてはならない。状況が複雑な場合、治安管理条例の規定に照らし、行政による拘留の処罰を適用することができる。尋問時間は 24 時間を超えてはならない⁴⁴。

(3) 処罰の決定

処罰は、調査終了後、県以上の人民政府公安機関が決定する。警告、500 元以下の罰金は、公安機関の派出所が決定することができる⁴⁵。

公安機関は、処罰の決定を下す前に、処罰の事実、理由および根拠、違反行為者の法的権利を告知しなくてはならない。違反行為者には、陳述と弁明の権利があり、公安機関は違反行為者が提出した事実、理由、証拠に対して再審査を行わなくてはならない。違反行為者の陳述、弁明により処罰を加重してはならない⁴⁶。

違反行為者の陳述はないが、その他の証拠により事件の事実を証明することができる場合は、処罰の決定を下すことができる。違反行為者の陳述はあるが、その他の証拠がない場合は、処罰の決定を下すことはできない⁴⁷。

違反行為が確かにあった場合、情状の軽重および具体的状況に基づき、処罰を決定する。法に基づいて処罰をしない場合、また、処罰の事実が成立しない場合は、処罰しない決定を下す。違反行為が、犯罪である疑いがある場合、事件を主管機関に移送し、刑事責任を追及する。違反行為者に他の違反行為があることが分かった場合は、治安管理条例の決定を下すとともに、関連の行政主管部門へ通知する⁴⁸。

違法行為の事実が明確で、証拠が確実であり、警告または 200 元以下の罰金に処する場合は、違反行為の現場で処罰を下すことができる⁴⁹。その際、人民警察は、違反行為者に職務証明書を提示し、処罰決定書を記入し、その場で違反行為者に交付しなくてはならない⁵⁰。

被処罰者が、処罰の決定に不服な場合は、行政再議または行政訴訟を申請することができる⁵¹。

⁴³ 同上、第 82 条

⁴⁴ 同上、第 83 条

⁴⁵ 同上、第 94 条

⁴⁶ 同上、第 82 条

⁴⁷ 同上、第 93 条

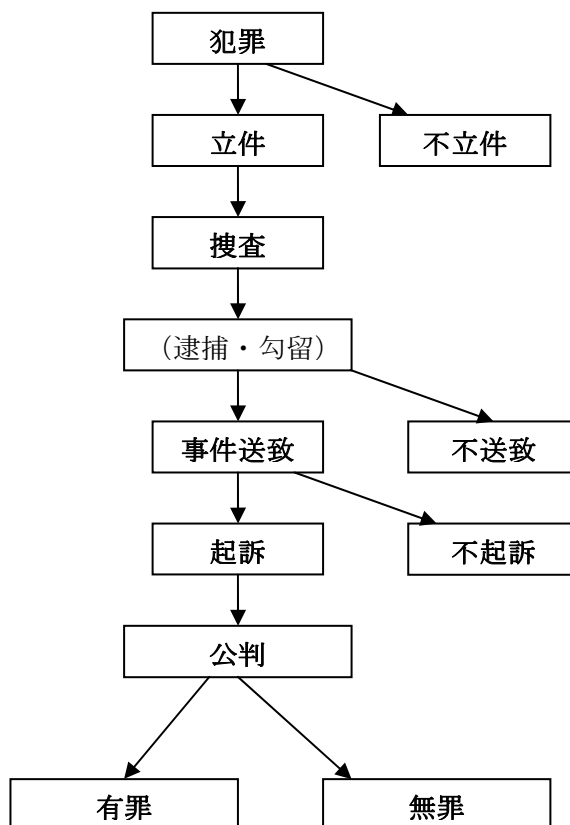
⁴⁸ 同上、第 95 条

⁴⁹ 同上、第 100 条

⁵⁰ 同上、第 101 条

⁵¹ 同上、第 102 条

(参考) 中国における司法手続の流れ (公訴)



カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

国が法を制定し、各地方が条例を制定し始めた段階にあり、政策は啓発や暴力防止への監視強化や被害者保護を中心に行っているようで、加害者更生やカウンセリングなどの情報は政府のホームページには見当たらない。各地方で独自の取り組みをしている可能性がある。

参考文献

NPO 法人全国女性シェルターネット 2007年『[ノーモア DV]DV 根絶国際フォーラム・第10回全国シェルターシンポジウム2007資料集』11月23日～25日
 河村有教 2005年「現代中国刑事手続における裁判の不確定性—その制度的考察」『CDAMS ディスカッションペーパー』05/5J 神戸大学大学院法学研究科 CDAMS「市場化社会の法動態学」研究センター
<http://www.cdams.kobe-u.ac.jp/archive/dp05-5j.pdf> (2008年3月3日アクセス)
 木間正道、鈴木賢、高見澤磨 2003年『現代中国法入門 第3版』有斐閣
 財団法人自治体国際化協会 2007年『中国の地方行財政制度』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/26.pdf> (2008年3月28日アクセス)

- 鄭澤善 2007年「中国における家庭内暴力の現状とその対策－婚姻暴力を中心に」古橋エツ子（編）『家庭の変容と暴力の国際比較』明石書店 33-57 ページ
- 李健仁 2002年「中国改正刑事訴訟法における公判前手続」新潟大学大学院現代社会文化研究『現代社会文化研究』25 127-144 ページ
- 劉同強 2006年4月19日「中国新治安管理法律の紹介：中国関連コラム 中国律師（弁護士）が見た日系企業」日本法規出版株式会社（E-hoki）
<http://www.e-hoki.com/column/chn/34.html>（2008年3月3日アクセス）

- Government of People's Republic of China. 2004, June 10. "Consideration of Reports Submitted by States Parties Under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: Combined Fifth and Sixth Periodic Report of States Parties." CEDAW/C/CHN/5-6. New York: United Nations. <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/36sess.htm> (accessed on March 31, 2008)
- Information Office of the State Council of the People's Republic of China. 2008, February 28. "Legislation and Legal System with Chinese Characteristics." *China's Efforts and Achievements in Promoting the Rule of Law, White Paper of the Government.* http://www.china.org.cn/government/whitepaper/2008-02/29/content_11119662.htm (accessed on March 31, 2008)

- 中華人民共和国刑法（1997年改正）全国人民代表大会訳 “Criminal Law of the People's Republic of China.” 2005. National People's Congress of the People's Republic of China. *Database of Law and Regulations.* http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/Integrated_index.html (accessed on March 31, 2008)
- 中華人民共和国婚姻法（2001年改正）鈴木賢、廣瀬眞弓訳 2002年「中華人民共和国婚姻法 邦訳」『北大法学論集』53（1）179-188 ページ
- 中華人民共和国治安管理処罰法（2005年採択、2006年施行）日本貿易振興機構北京センター知的財産権部訳
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2007042382881201.pdf
（2008年3月3日アクセス）
- 中華人民共和国婦女權益保障法（2005年改正）全国人民代表大会訳 “Decision of the Standing Committee of the National People's Congress on Amending the Law of the People's Republic of China on the Protection of Rights and Interests of Women.” 2005. National People's Congress of the People's Republic of China. *Database of Law and Regulations.* http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/Integrated_index.html (accessed on March 31, 2008)